3.2.4.4.　充電消費試験の終了

走行サイクルを走行中に3.2.4.5.に規定する中止基準に達した場合、その直前に走行したサイクルの終了時に充電消費試験が終了したとみなす。

3.2.4.4.1.　WLTCサイクルを完走できるほどの充電維持能力を有していない自動車については、当該を停止させる標準的な車載計器盤の表示によって、又は自動車が規定の走行許容差から４秒以上逸脱した時点で、試験の終結点に達したものとみなす。加速コントローラを切り、自動車のブレーキを働かせ、60秒以内に静止させるものとする。

3.2.4.5.　中止基準

3.2.4.5.1.　次式に基づき、相対的な正味エネルギー変化（NEC）が４％を下回った時点で、充電消費試験の中止基準に達したものとする。

$$NEC\ (\%) = \left(\frac{RCB \times 公称蓄電装置電圧}{サイクルエネルギー要求量} \times 100\right) < 4\%$$

NEC：正味エネルギー変化（％）

RCB：蓄電装置充電収支（Ah）

公称蓄電装置電圧は、DIN EN 60050-482に従った電気化学システムの電圧である。

3.2.5.　後続のCD試験の無いのCS試験（オプション４）

3.2.5.1.　プレコンディショニング

本別紙付録３の2.1.に規定する手順に基づき試験自動車を準備すること。

3.2.5.2.　試験条件

3.2.5.2.1.　蓄電装置に充電されたエネルギーが変動した場合であっても、平均すると走行中に充電中立収支レベルに維持されるような充電維持運転状態にある自動車で試験を行うこと。

3.2.5.2.2.　運転者が選択可能な運転モードを有する自動車にあっては、走行サイクルに最も一致する充電収支中立ハイブリッドモードにより充電維持試験を行うこと。

3.2.5.2.3.　付録１及び２に、それぞれCD及びCSモードでのWLTC試験の異なる各段階における蓄電装置充電状態のプロファイルを示す。

3.2.5.2.4.　必要に応じ、充電維持試験のための駆動蓄電装置の充電の開始状態を設定することができる。

3.2.5.3.　WLTC試験手順

3.2.5.3.1.　必要に応じて、排出ガス試験及び燃料消費に係る試験の結果を付録２に規定するRCB補正に従って補正するものとする。

3.2.6.　CD試験と後続のCS試験（オプション１）

3.2.6.1.　3.2.4.1.から3.2.4.5.までに基づきCD試験を行うこと。

3.2.6.2.　その後、3.2.5.1.から3.2.5.3.までに基づきCS試験を行うこと。

3.2.7.　CS試験と後続のCD試験（オプション２）

3.2.7.1.　3.2.5.1.から3.2.5.3.までに基づきCS試験を行うこと。

3.2.7.2.　その後、本別紙3.2.4.3.から3.2.4.7.までに基づきCD試験を行うこと。

3.3.　ハイブリッド自動車

3.3.1.　1.5.1.に規定する走行サイクルに従い、充電維持（CS）条件下で試験を行うこと。

3.3.2.　試験自動車及び蓄電装置のコンディショニング

3.3.2.1.　充電維持試験のための駆動蓄電装置の充電状態のレベルを自動車製作者が定める方法に基づき設定し、代替的に充電収支立の充電維持試験を行うことができる。

4.　計算

4.1.　排出ガス成分の計算

別紙６に基づき排出ガスを分析すること。

4.1.1.　充電維持モードの排出ガス

4.1.2.　ハイブリッド自動車（運転者が選択可能な運転モード装備／非装備）

4.1.2.1.　別紙７に基づき、必要に応じて従来型自動車の排出ガスを算定するものとする。

4.1.2.2.　排出ガス成分の排出量の確定に充電収支補正（RCB）の計算は不要である。

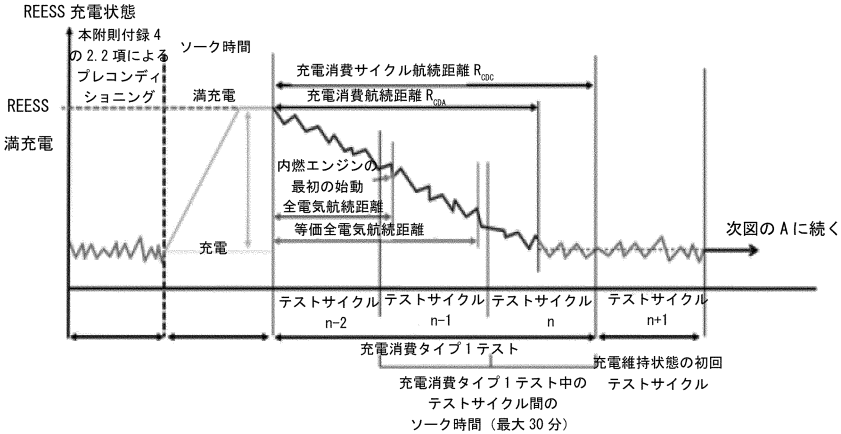
4.1.3.　ハイブリッド自動車（運転者が選択可能な運転モード装備／非装備）

4.1.3.1.　別紙６に基づき、ガスを分析するものとする。

別紙８－付録１　RCBプロファイル電気式プラグインハイブリッド自動車充電消費及び充電維持試験

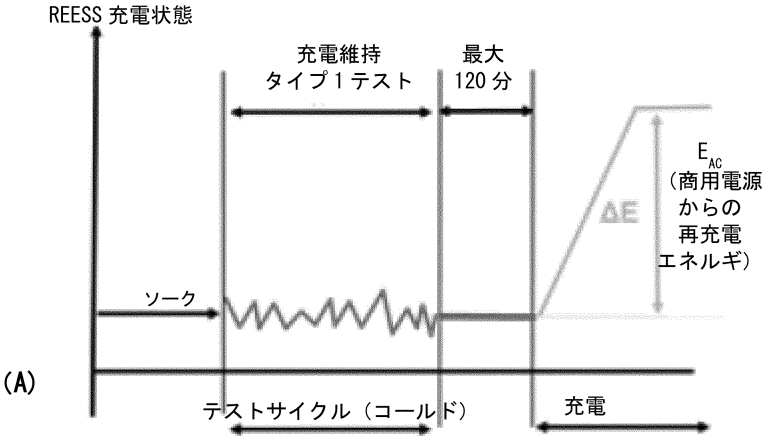
1.　RCBプロファイル電気式プラグインハイブリッド自動車－充電消費試験と後続の充電維持試験（図１）

図１　電気式ハイブリッド自動車充電消費試験



2.　RCBプロファイル電気式プラグインハイブリッド自動車－充電消費試験が先行する充電維持試験（図２）

図２　電気式プラグインハイブリッド自動車充電維持試験



別紙８－付録２　RCBプロファイル電気式プラグインハイブリッド自動車及び電気式プラグインハイブリッド自動車ハイブリッド自動車充電維持試験

1.　RCBプロファイル電気式プラグインハイブリッド自動車充電維持試験（図１）